

十和田市監査委員事務局障害者活躍推進計画

令和2年4月

1 機関名	十和田市監査委員事務局
2 任命権者	十和田市代表監査委員
3 計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
4 十和田市監査委員事務局における障害者雇用に関する課題	<p>十和田市監査委員事務局は令和元年6月現在で職員総数3名の小規模な機関であり、十和田市より職員が出向されるため、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>これまで大きな問題を生じたこともなく、組織的な体制整備は行っていない状況である。</p>
5 目標	<p>(1) 採用に関する目標</p> <p>職員については、市からの出向者のみであり、採用等は行っていないため目標の設定はできない。</p> <p>(2) 定着に関する目標</p> <p>なし</p>
6 取組内容	<p>(1) 障害者の活躍を推進する体制の整備</p> <p>①障害者雇用推進者として、十和田市監査委員事務局長を選任する。</p> <p>②障害者職業生活相談員の選任義務にかかわらず、障害者である職員が在籍した場合には、市総務課に設置している障害者職業生活相談員を紹介する旨周知する。</p> <p>(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p> <p>①人事評価制度における目標設定及び面談を通じて、個別の障害者に適した職務の把握を行い、本人の意向も踏まえた新たな職務の創出に努める。</p> <p>②新規採用職員及び部署異動職員に対しては、障害者の特性・能力を把握して新たな職務に速やかに対応できるようにするとともに、障害者の職務内容について共有することで、障害者である職員の支援を行う。</p> <p>(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p> <p>個々の障害者の要望を踏まえ、環境整備を検討する。</p> <p>定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>(4) その他</p> <p>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、障害者就労施設等への発注等を通じて障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>